

# 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会神奈川支部規約

## 第1章 総 則

### (目的)

第 1 条 この規約は、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会定款、定款施行細則、会費規程及び支部規程(以下「定款等」という。)において、支部で定めるとした事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

### (名称)

第 2 条 支部の名称は、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会神奈川支部とし、略称を神奈川労保連(以下「本支部」という。)とする。

### (事務所)

第 3 条 本支部は、事務所を神奈川県横浜市内に置く。

### (事業)

第 4 条 本支部は、定款等に定める次の事業を行うことができる。

- (1)労働保険事務組合の運営に係る指導・育成、労働保険事務組合の労働保険事務に係る資質の向上、改善等に関すること。
- (2)労働保険制度の普及及び広報に関すること。
- (3)労働保険の調査研究、研修等に関すること。
- (4)労働保険事務委託事業場に対する特定保険業の認可を受けた労働災害補償に関する保険制度の運営、普及その他労働福祉の増進に関すること。
- (5)その他、定款等に定める目的を達成するために必要な事項。

## 第2章 支部会員

### (支部会員)

第 5 条 本支部は、神奈川県内に主たる事務所を有する定款等に定める正会員をもって、本支部の会員(以下「支部会員」という。)とする。

### (支部会員の義務)

第 5 条の2 支部会員は、支部及び所属する地区協議会の行う事業及び行事等に積極的に参加し、支部及び直協議会の発展に努めるとともに、本支部が定める「支部紀律規範」を順守しなければならない。

(入退会等)

第 6 条 支部会員の入退会、除名等資格の取得及び喪失については、定款等に定めるところによる。

(地区協議会)

第 7 条 本支部は、第4条の事業を円滑に実施するため、地区協議会を置く。

2. 地区協議会の事業を円滑に運営するにあたり、負担金を交付することができる。

3. 支部会員は、地区協議会に所属しなければならない。

4. 地区協議会は、本規約及び別に定める「地区協議会運営細則」により運営する。

### 第3章 機関

(機関)

第 8 条 本支部に、次の機関を置く。

(1) 支部総会

(2) 支部理事会

(3) 支部委員会

(4) 地区協議会長会

(支部総会)

第 9 条 支部総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 支部総会は、支部会員をもって構成する。

3. 通常総会は、毎年1回事業会計年度終了後2ヵ月以内に開催する。

4. 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 支部理事会の決議があったとき。

(2) 支部理事の半数以上が請求したとき。

(3) 支部会員の3分の1以上が招集を必要とする理由及び議案を付して、支部総会招集の請求を行ったとき。

5. 支部総会は、支部会長が招集する。支部総会を招集するときは、支部会員に対し14日前までに、日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、前項第2号第3号の決議請求があった場合は、支部会長は、1ヵ月以内に支部総会を招集しなければならない。

6. 支部総会の議長及び副議長は、出席した支部会員の中から選出する。

7. 通常総会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項。
- (2) 予算及び決算に関する事項。
- (3) 支部規約及び第36条による支部会費規程等の制定、改廃に関する事項。
- (4) 支部理事及び支部監事の選任及び解任に関する事項。
- (5) 前各号のほか、支部理事会において支部総会に付議する必要があると認めた事項。

(支部理事会)

第 10 条 支部理事会は、支部会長、支部副会長及び支部理事をもって構成する。

2. 支部理事会は、支部会長が招集する。支部理事会の招集は、開催日の14日前までに支部理事に対し、日時、場所及び審議事項を記載した文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではない。
3. 支部理事会の議長は、支部会長があたる。
4. 支部理事会は、次の事項を審議、決定する。
  - (1) 支部総会において議決した事項の執行に関する事項。
  - (2) 支部総会に付議すべき事項。
  - (3) 支部の重要な財産の取得及び処分に関する事項。
  - (4) 第37条に定める支部の細則の制定、改廃に関する事項。
  - (5) その他、支部総会の議決を要しない支部の会務の執行に関する事項。

(支部委員会)

第 11 条 本支部は、第4条の事業を行うため支部委員会を設置する。支部委員会の設置基準、運営等については、別に定める「支部委員会設置・運営細則」による。

(地区協議会長会)

第 12 条 地区協議会長会は、支部会長、支部副会長及び地区協議会長をもって構成する。

2. 地区協議会長は、支部会長が招集する。地区協議会長会の招集は、開催日の14日前までに地区協議会長に対し、日時、場所及び審議事項を記載した文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではない。
3. 地区協議会長会の議長は、支部会長があたる。

4. 地区協議会長会は、次の事項を審議する。

(1) 支部総会及び支部理事会において議決した事項の執行に関する事項。

(2) 地区協議会間の連絡、調整に関する事項。

(3) その他、支部総会及び支部理事会の議決を要しない地区協議会の会務の執行に関する事項。

(委任)

第 13 条 支部総会、支部理事会及び支部委員会を欠席する場合は、書面をもって、議決権を他の構成員に委任することができる。

2. 前項の場合において第14条、第15条及び第35条の適用については、出席したものとみなす。

(定足数)

第 14 条 各機関の会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開催することができない。

(議決)

第 15 条 支部総会、支部理事会及び支部委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(議事録)

第 16 条 各機関の会議の議事については、議事録を作成し保存しなければならない。

2. 支部総会及び支部理事会の議事録には、議長及び出席した構成員から選出した議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第4章 代議員選挙及び理事候補者の推薦

(代議員選挙)

第 17 条 本支部は、定款等に定める代議員選挙を支部総会において実施する。

2. 代議員の定数と候補者数が同数の場合には、無投票当選とする。

(理事候補者の推薦)

第 18 条 本支部は、定款等に定める理事候補者を支部総会において推薦する。

## 第5章 支部役員

(支部役員)

第 19 条 本支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部会長 1名
- (2) 支部副会長 5名以内
- (3) 支部理事 若干名
- (4) 支部監事 2名

(支部役員の選任)

第 20 条 支部会長の選任については、定款等に定めるところによる。

- 2. 支部理事及び支部監事は、支部総会で選任する。
- 3. 支部副会長は、支部理事の中から支部理事が互選する。
- 4. 支部理事と支部監事は、兼任することはできない。
- 5. 役員候補の選任は、別に定める「支部役員選考細則」による。

(支部役員の職務)

第 21 条 支部会長は、本支部を代表し、支部の会務を総括する。

- 2. 支部副会長は、支部会長を補佐し会務を行い、支部会長に事故があった場合は、支部会長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理する。  
また、支部会長が欠員となった場合には、その職務を行う。
- 3. 支部理事は、支部理事会の構成員となり、支部会長を補佐して支部の会務を執行する。
- 4. 支部監事は、支部の会務の執行及び会計を監査し支部総会に報告する。  
また、支部理事会に出席し、その職務に関し意見を述べることができる。

(支部役員の任期)

第 22 条 支部役員(支部会長を除く。以下同じ。)の任期は、就任後2回目の支部総会の終了後までとする。但し、再任を妨げない。

- 2. 欠員補充により選任された支部役員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 3. 支部役員は、任期が満了した場合であっても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(支部役員の職務執行停止、解任及び退任)

第 23 条 支部役員としてふさわしくない行為があったときは、支部理事会において、当該支部役員の職務の執行を停止することができる。

2. 支部役員の解任は、支部総会において行う。
3. 前1項の場合は支部理事会において、2項の場合は支部総会において、当該支部役員に対し弁明の機会が与えられる。
4. 支部役員は、支部会員の資格を喪失したときは、退任する。

(顧問・参与及び評議員)

第 24 条 本支部は、顧問・参与及び評議員を置くことができる。

2. 顧問・参与及び評議員は支部理事会で推薦し、支部会長が委嘱する。
3. 顧問・参与及び評議員は支部会長の諮問に応ずるほか、支部理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第6章 支部会費及び電算処理分担金

(支部会費)

第 25 条 支部会員は、別に定める「支部会費規程」により、入会金及び支部会費を納入しなければならない。

(電算処理分担金)

第 26 条 労働保険総合コンピュータ・システムを利用する支部会員は、前条の支部会費の他に、別に定める「総合コンピュータ・システム電算処理分担金(以下「電算処理分担金」という。)細則」により電算処理分担金を納入しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第 27 条 本支部の事業年度は、定款に定めるところにより、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資産)

第 28 条 本支部の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 支部会費
- (2) 交付金・委託費
- (3) 補助金・助成金
- (4) 寄付金及びその他の収入

(支部事業計画及び支部予算)

第 29 条 支部会長は、毎年度、事業計画案及び予算案を作成し、支部理事会の議を経て支部総会の承認を得なければならない。

(支部事業報告及び支部決算)

第 30 条 支部会長は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、事業報告書及び決算書を作成し、支部監事の監査を受けた後、支部理事会の議を経て支部総会の承認を得なければならない。

(支部予算決定前の支出)

第 31 条 支部会長は、予算が成立するまでの間、通常の会務執行の経費に限り、支出することができる。

(支部特別会計)

第 32 条 支部会長は、支部総会の承認を得て、特別の支出を目的とする特別会計を設けることができる。

2. 支部会長は、特別会計の決算または事業年度末の現況について、支部総会の承認を得なければならない。

## 第8章 支部事務局

(支部事務局)

第 33 条 本支部は、定款等に定めるところにより、支部事務局を置く。

2. 支部事務局は、本支部の会務に関する事務を行う。

3. 支部事務局の職制は、別に定める。

(支部事務局長)

第 34 条 本支部に、支部事務局長1名を置く。

2. 支部事務局長は、支部会長の指示に従い、本支部の事務を執行、掌握し、支部事務局職員を指揮監督する。

3. 支部事務局長の任免は、支部会長が行い、支部理事会に報告する。

## 第9章 支部規約の変更

(支部規約の変更)

第 35 条 この支部規約の変更は、支部総会において出席支部会員の3分の2以

上の同意を得なければならない。

## 第10章 雑則

(支部規程の制定・改廃)

第 36 条 支部規約・支部会費規程に定めのない必要な事項については、支部の規程を定めることができる。

2. 前項による規程の制定及び改廃は、支部総会において出席支部会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(支部細則の制定・改廃)

第 37 条 前条による支部の規程に定めのない必要な事項については、支部の細則を定めることができる。

2. 前項による細則の制定及び改廃は、支部理事会の承認を得て、支部会長が定める。

### 附則

1. この規約は平成25年4月1日から施行する。

### 附則

1. 規約第5条の2の改正は、平成26年5月23日から施行する。
2. 規約第9条第4項、第5項、第7項の改正は、平成26年5月23日から施行する。
3. 規約第10条第4項の改正は、平成26年5月23日から施行する。
4. 規約第13条の改正は、平成26年5月23日から施行する。
5. 規約第15条の改正は、平成26年5月23日から施行する。
6. 規約第36条の改正は、平成26年5月23日から施行する。
7. 規約第37条の改正は、平成26年5月23日から施行する。

### 附則

1. 規約第7条の2の改正は、平成29年5月19日から施行する。

## 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会神奈川支部会費規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会会費規程（以下「会費規程」という。）及び一般社団法人全国労働保険事務組合連合会神奈川支部規約第25条に基づき支部会員の会費、その他必要な事項を定めることを目的とする。

### (本部入会金及び本部会費)

第 2 条 本部入会金及び本部会費については、会費規程の定めによる。

### (本部入会金及び本部会費の納入方法)

第 3 条 本部入会金の納入については、会費規程に定めるところによる。

2. 本部会費の納入については、会費規程に定めるところによる。

### (支部会費)

第 4 条 支部会費は、均等割額と委託事業場規模数の合計額とし、100,000円を限度とする。

(1) 均等割は、支部会員あたり4,000円とする。

(2) 委託事業場規模数額は、毎会計年度の最初の月（年度途中において加入した支部会員については加入した月）における委託事業場数1件につき算定基礎額420円を乗じて得た金額とする。

(3) 年度の途中において加入した支部会員については、当該年度の支部会費は月割とする。

### (支部会費の納入方法)

第 5 条 支部会費は、事業会計年度始期（年度途中において加入した会員については、加入の日）後2ヵ月以内に納入するものとする。

### (支部会費規程の変更)

第 6 条 この支部会費規程の変更は、支部総会において出席支部会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

### 附則

1. この規程は平成25年4月1日から施行する。

# 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会神奈川支部

## 支部地区協議会運営細則

### 第1章 目的

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会神奈川支部（以下「本支部という」）支部規約第7条に基づき、本支部の発展と活性化を図るため、地区協議会の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

### 第2章 名称及び区域

(地区協議会の名称及び区域)

第 2 条 この細則に定める地区協議会の名称及び区域は、次の通りとする。

| 地区協議会名称 | 区域               |
|---------|------------------|
| 横 浜     | 横浜公共職業安定所管内      |
| 戸 塚     | 戸塚公共職業安定所管内      |
| 港 北     | 港北公共職業安定所管内      |
| 川 崎     | 川崎公共職業安定所管内      |
| 川崎北     | 川崎北公共職業安定所管内     |
| 横須賀     | 横須賀・横浜南公共職業安定所管内 |
| 平 塚     | 平塚公共職業安定所管内      |
| 藤 沢     | 藤沢公共職業安定所管内      |
| 相模原     | 相模原公共職業安定所管内     |
| 県 央     | 厚木・大和公共職業安定所管内   |
| 西 湘     | 小田原・松田公共職業安定所管内  |

### 第3章 支部会員及び地区協議会事務所

(支部会員)

第 3 条 地区協議会は、本支部に加入している区域内の労働保険事務組合（以下「支部会員」という。）で組織する。

2. 地区協議会活動の事業に協力する者を協力会員(事務組合を除く)とすることができる。

(事務所)

第 4 条 地区協議会の事務所は、区域内で、地区協議会長が指定する場所に置く。

## 第4章 事業

(事業)

第 5 条 地区協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本支部の活動促進に関すること。
- (2) 本支部、地区協議会が共同で実施する行事に関すること。
- (3) 支部会員相互の親睦、連携に関すること。
- (4) 地区協議会区域内の関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他地区協議会、研修会等で必要とする事項に関すること。

## 第5章 会議

(会議)

第 6 条 会議は、地区協議会総会及び地区協議会役員会とする。

(地区協議会総会)

第 7 条 総会は、地区協議会総会及び地区協議会臨時総会とする。

2. 地区協議会総会は、次の事項を審議、決定する。
  - (1) 事業計画及び事業報告。
  - (2) 予算及び決算。
  - (3) 地区協議会役員を選任。
  - (4) 支部役員候補者の推薦。
  - (5) 前各号のほか、地区協議会役員会にて地区協議会総会に付議する必要があると認めた事項。
3. 地区協議会臨時総会は、次の場合に開催する。
  - (1) 地区協議会役員会の決議があったとき。
  - (2) 地区協議会会員の半数以上が請求したとき。
  - (3) 地区協議会会員の3分の1以上が招集を必要とする理由及び議案を付して総会招集の請求を行ったとき。

4. 地区協議会総会は、毎事業年度終了後1ヵ月以内に行い、地区協議会臨時総会は必要がある場合にこれを行う。

(地区協議会役員会)

第 8 条 地区協議会役員会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 地区協議会間の連絡調整に関する事項。
- (2) この他地区協議会総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(会議の招集)

第 9 条 会議は、地区協議会が招集する。

2. 地区協議会総会を招集するときは、原則として支部会員に対し14日前までに日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(定足数及び議決方法)

第 10 条 地区協議会総会は、支部会員の2分の1以上(委任状を含む)の出席をもって成立する。

2. 地区協議会総会の議事は、出席した支部会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第 11 条 地区協議会長は、地区協議会総会の議事について議事録を作成し記名押印のうえ、速やかに支部会長に報告しなければならない。

## 第6章 地区協議会役員及び職務

(地区協議会役員)

第 12 条 地区協議会に次の役員を置く。

- (1) 地区協議会長 1名
- (2) 地区協議会副会長 2名以内
- (3) 地区協議会委員(会計1名を含む) 若干名
- (4) 地区協議会監事 2名

(地区協議会役員選出)

第 13 条 地区協議会役員及び支部役員候補者は、地区協議会総会において選出する。

2. 地区協議会役員は、互選により、地区協議会長、副会長及び監事を選任する。

(任期)

- 第 14 条 地区協議会役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 地区協議会役員は、再任することができる。
  3. 地区協議会役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(地区協議会役員の職務)

- 第 15 条 地区協議会会長は、支部地区を統括し、会議の長となる。
2. 地区協議会副会長は、地区協議会会長を補佐し、地区協議会会長に事故があるときは、その職務を代行する。
  3. 地区協議会委員は、会務を執行する。
  4. 地区協議会監事は、地区協議会の業務及び会計事務を監査する。

(評議員)

- 第 16 条 地区協議会に評議員を置くことができる。
2. 評議員は地区協議会会長が委嘱する。
  3. 評議員は地区協議会会長の諮問に応ずるほか、地区協議会の会議に出席し、発言することができる。

## 第7章 会計

(運営)

- 第 17 条 地区協議会は、本支部交付金その他の収入で運営する。

(会費)

- 第 18 条 地区協議会は、支部会員から会費を徴収することができる。

(決算)

- 第 19 条 収支決算は、地区協議会監事の監事を経た後、地区協議会総会の承認を得なければならない。
2. 地区協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 細則の変更

(細則の変更)

第 20 条 この細則の変更は、支部理事会の議決を得なければならない。

### 附則

1. この細則は、平成25年4月1日から適用する。

### 附則

1. 細則第2条の改正は、平成25年12月20日から適用する。
2. 細則第7条の改正は、平成25年12月20日から適用する。
3. 細則第13条の改正は、平成25年12月20日から適用する。
4. 細則第15条の改正は、平成25年12月20日から適用する。

# 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会神奈川支部

## 支部委員会設置運営細則

(設置)

第 1 条 本支部は、支部規約第4条の事業を実施するため、支部規約第11条の規定に基づき、次の支部委員会を設置する。

また、支部理事は、いずれかの支部委員会に所属するものとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 事業推進委員会
- (3) 労働保険総合コンピュータ・システム改善委員会
- (4) 研修委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 労働災害保険推進委員会

2. 各支部委員会の連絡調整を行うために各支部委員長、支部会長、支部副会長で支部委員会を開くことができる。

3. その他必要に応じて委員会を設置することができる。

(業務)

第 2 条 この細則に基づく支部委員会は、次に掲げる関係業務の重要事項について検討する。

(1) 総務委員会

ア. 支部規約その他これに基づく諸規程、細則の制定、及び改廃に関すること。

イ. 組織及び機能の充実をはかるための施策に関する事項。

ウ. 支部予算、支部業務計画に関する事項。

エ. 他支部委員会に掲げる事項以外の事項。

(2) 事業推進委員会

ア. 労働保険事務組合の業務に関する事項。

①労働保険適正加入促進業務に関する事項。

イ. その他事業の企画検討に関する事項。

(3) 労働保険総合コンピュータ・システム改善委員会

ア. 労働保険総合コンピュータ・システム業務に関する事項。

(4) 研修委員会

ア. 事務組合の支部会員及び職員の研修に関する事項。

イ. 労働保険に関する研修及び企画及び実施に関する事項。

(5) 広報委員会

ア. 機関誌「かながわ」の編集に関する事項。

イ. 機関誌「かながわ」の発行に関する事項。

ウ. ホームページ関係他広報に関する事項。

(6) 労働災害保険推進委員会

ア. 労働災害保険事業に関する事項。

(構成)

第 3 条 支部委員会は、委員10名以内をもって構成する。

2. 支部委員会の委員は、支部理事会及び支部会員の中から支部会長が委嘱する。

3. 支部委員会に支部委員長及び支部副委員長各1名をおき、原則として委員の互選により選任する。

4. 支部委員長は、支部委員会を代表し、支部副委員長は、支部委員長を補佐し、支部委員長に事故あるときは、その職務を行う。

(任期・運営)

第 4 条 支部委員の任期及び支部委員会の運営については、支部規約等を準用する。

2. 2条の支部委員会に関する事項については、その関係する支部委員長の協議により、取扱いを決める。

3. 支部委員会は、検討に必要と認めるときは、学識経験者、関係行政機関、支部会員、関係事業主の意見を聞くことができる。

(招集)

第 5 条 支部委員会は必要の都度、支部委員長が支部会長と協議のうえ、招集する。

また、支部会長が必要と認めた時は、支部委員会の開催を指示することができる。

なお、支部委員会を欠席する場合は、書面をもって議決権を他の構成員に委任することができる。

(議長)

第 6 条 支部委員長は支部委員会の議長となる。

(報告)

第 7 条 支部委員長は、支部委員会の検討内容について、支部会長に報告し、支部会長は必要に応じて支部理事会に提案する。

(庶務)

第 8 条 支部委員会の庶務は、事務局が担当する。

附則

1. この細則は平成25年4月1日から施行する。

附則

1. 細則第3条、第3項、第4項は、平成25年12月20日から施行する。
2. 細則第4条第3項は、平成25年12月20日から施行する。
3. 細則第5条なお書きは、平成25年12月20日から施行する。

## 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会神奈川支部

### 労働保険総合コンピュータ・システム利用電算処理分担金細則

第 1 条 支部規約第26条に規定する支部会費の他に総合コンピュータ・システムを利用する支部会員が負担する電算処理分担金は、新規利用基本料と電算処理分担金とする。

- (1) 新規利用基本金は、新たに総合コンピュータ・システムを利用する1支部会員当たり20,000円とする。
- (2) 電算処理分担金は、委託事業場数に50円を乗じた額及び消費税率を加えた額(円未満切捨て)とする。
- (3) 均等割として1組合あたり10,000円とする。
- (4) 一人親方システム利用にかかる電算処理料に5%及び消費税率を加えた率を乗じて得た額(円未満切捨て)とする。

第 2 条 新規利用基本金は、総合コンピュータ・システム利用申込時に、電算処理分担金は、当該年度の電算処理料確定後2ヵ月以内に納入するものとする。

#### 附則

1. この細則は、平成25年4月1日から施行する。

# 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会神奈川支部

## 支部役員選考細則

### (目的)

- 第 1 条 この細則は、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会神奈川支部（以下「本支部」という。）支部規約第20条第5項に基づき、支部役員の選考方法に関する基準及び手続を定めることを目的とする。

### (支部理事候補者)

- 第 2 条 各地区協議会は、地区協議会総会において別表1に定める地区協議会別定数の支部理事候補者及び別表2に定める支部監事候補者を選出し、支部役員選考委員会（以下「委員会」という。）に推薦する。
2. 本部の理事候補者が必要と認めた場合に、5名以内の支部理事候補者を推薦することができる。

### (支部役員選考委員会)

- 第 3 条 支部役員選考委員会は、別表3に定める各ブロックから選出された6名をもって組織し、委員の任命は支部理事会の議を経て支部会長が行う。
2. 委員の互選により、委員長1名を置く。
3. 委員会は、前条により推薦された役員候補者の就任について確認する。
4. 委員会は、本部理事候補者により推薦された支部理事候補者の就任について確認する。
5. 委員会は、委員長が招集する。ただし、最初にかかれる委員会については、支部会長が招集する。
6. 委員長は、委員が役員候補者となった場合は、当該者について委員の職を解く。
7. 前項の場合も欠員の補充は行わない。

### (支部理事候補者会)

- 第 4 条 第1回目の支部理事候補者会は、地区協議会から推薦された支部理事候補者により、支部総会開催前に開催し、互選により、本部の理事候補者を選出する。
2. 第2回目支部理事候補者会は、本部理事候補者が推薦した支部理事候補者

を含めた支部理事候補者により支部総会前に支部副会長候補者を選出する。

3. 支部理事候補者会は、委員長が招集する。

(支部総会への報告)

第 5 条 委員長は、支部総会において役員候補者の選出についてその選考方法及び経過を報告する。

(委員会の解散)

第 6 条 委員会は、特別な事情のある場合を除き、支部総会終了後をもって解散する。

(細則の変更)

第 7 条 この細則の変更は、支部理事会の議決を得なければならない。

別表1 支部理事定数

| 地区協議会名 | 支部理事定数 | 地区協議会名 | 支部理事定数 |
|--------|--------|--------|--------|
| 横 浜    | 8      | 平塚     | 2      |
| 戸 塚    | 2      | 藤沢     | 2      |
| 港 北    | 2      | 相模原    | 2      |
| 川 崎    | 4      | 県央     | 2      |
| 川崎北    | 3      | 西湘     | 2      |
| 横須賀    | 2      |        |        |

別表2 支部監事定数

| ブロック | 地区協議会名 |
|------|--------|
| 第1   | 横浜・横須賀 |
| 第2   | 横浜・平塚  |
| 第3   | 戸塚・藤沢  |
| 第4   | 港北・相模原 |
| 第5   | 川崎・県央  |
| 第6   | 川崎北・西湘 |

※第1ブロック～第6ブロックの輪番制とし、地区協議会毎に1名ずつ(計2名)とする。

別紙3 役員選考委員

| ブロック | 地区協議会名              |
|------|---------------------|
| 第1   | 横浜・戸塚・港北・川崎北・平塚・県央  |
| 第2   | 横浜・川崎・横須賀・藤沢・相模原・西湘 |

※第1ブロック～第2ブロックの輪番制とし、地区協議会毎に1名ずつ(計6名)とする。

附則

1. この細則は、平成25年4月1日から適用する。

附則

1. 第2条第2項については、減生29年5月8日から適用する。

# 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会神奈川支部支部紀律規範

## (目的)

第 1 条 この紀律規範は、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会神奈川支部(以下「本支部」という。)支部会員である労働保険事務組合(以下「支部会員」という。)の品位を保持し、信用ある業務の促成に資することを目的とする。

## (遵守事項)

第 2 条 支部会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事務組合制度の発展に寄与するため、相互に協調すること(競合防止への協調)。
- (2) 業務に関し、不当又は不公正な方法によって勧誘を行わないこと。
- (3) 品位を保持し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 正当な理由なく、業務に関して知り得た秘密を他に洩らしてはならないこと。
- (5) 支部会費を所定の期日までに納付すること。
- (6) その他支部会員として不適切不相応な行為をしないこと。

## (違反行為に対する対処)

第 3 条 本支部は、支部会員が前条に違反する行為をした場合は、是正のための指導、勧告を行い、その改善を求めることができる。

2. 前項のほか、支部理事会の議決によって「除名を求める議案」を本会の提出すうことがある。

3. (削除)

## (一般的指導協力)

第 4 条 支部会員は、本支部が事実関係の報告を求めた場合及び前条による是正のための指導、勧告を行った場合は、正当な理由がない限り、これを拒むことなく協力しなければならない。

第 5 条 この支部紀律規範の適正な運営を図るため、支部の綱紀委員会を設置する。

なお、支部綱紀委員会の設置及び運営については、「支部綱紀委員会設置・運営細則」を定め、これを行う。

#### 附則

1. この紀律規範は、平成25年4月1日から施行する。
2. 第3条第2項については、本会において同様の規定が定められた時は、条項を廃止しその規定による。

#### 附則

1. 細則第3条及び第2項第3項は、平成25年12月20日から適用する。
2. 細則第4条については、平成25年12月20日から適用する。
3. 細則第5条については、平成25年12月20日から適用する。

# 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会神奈川支部

## 支部綱紀委員会設置運営細則

### (目的)

第 1 条 この細則は、支部紀律規範第5条に基づく支部綱紀委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものである。

### (委員会)

第 2 条 支部綱紀委員会は、支部会長の諮問に応じて、支部会員である労働保険事務組合の処分に関する調査及び審議を行い、その結果を支部会長に答申する。

2. 前項の答申は、文書でこれをしなければならない。

### (構成)

第 3 条 支部綱紀委員会は、委員11名をもって構成する。

2. 支部綱紀委員会の委員は、地区協議会ごとに各1名を支部理事会の議を経て支部会長が委嘱する。

3. 支部綱紀委員会に、委員長及び副委員長各1名を置くこととし、委員の互選により選任する。

4. 委員長は、委員会を代表し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を行う。

### (任期)

第 4 条 委員の任期については、支部規約第22条(支部役員の任期)を準用する。

### (会議及び意見の聴取)

第 5 条 支部綱紀委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2. 支部綱紀委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開催することができない。

3. 支部綱紀委員会の議決は、出席委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

4. 支部綱紀委員会は、必要と認めたときは、学識経験者、関係行政機関、支部会員事務組合、関係事業主の意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第 6 条 委員は、公正に職務を遂行し、職務に関して知り得た秘密を他に洩らし  
てはならない。委員でなくなった後も同様とする。

(委員の除斥)

第 7 条 支部会長は、委員が調査及び審議の対象者となり、又はその利害関係  
者であると認められるときは、その職務から除斥する。

附則

1. この細則は、平成25年4月1日から施行する。
2. この細則の施行後、最初に委嘱される委員の任期については、第4条の規定に  
かかわらず、委嘱の日から最初に役員改選が行われ支部総会の終了時までとす  
る。

附則

1. 細則第1条については、平成25年12月20日から適用する。
2. 細則第2条及び第2項については、平成25年12月20日から適用する。
3. 細則第3条及び第2項、第3項、第4項については、平成25年12月20日から適  
用する。
4. 細則第4条については、平成25年12月20日から適用する。
5. 細則第5条及び第2項、第3項、第4項については、平成25年12月20日から適  
用する。